

7. 規定・規約集

7-1 生徒心得

(前文)

学校は一つの民主的共同体である。

この共同体の成員である生徒各自のきまりは、本来、各自がその社会の成員であるという自覚に立って、自主的に決めてゆくべきであって、決して形式的な徳目によって規制すべきものではない。従って以下に記した心得は、共同体の連帯を保持し、教育の目的を実現するための最小限のルールとして示すものである。

(礼儀)

1. 常に本校生徒としての誇りをもち、相互信頼の精神によって、好ましい人間関係を作るために努力し、そのなかで、自然に、日常生活の礼儀習慣を身につけること。
2. お互いに意見の違いが起こっても、腕力に訴えるのは最悪の解決法である。話し合いによる理性的な関係を堅持しよう。

(交友交際)

友人相互で、学び合い、その中で良友を見出すと共に、多くの友達との触れあいを通して、視野を広めよう。

(服装)

服装は清潔を旨とし、すべて別記に定める規定による。ただし、疾病などやむを得ぬ事情があるときは、保護者から異装願いを生活指導部に出し、生活指導部の許可を受けることができる。

(登下校)

1. 始業時は8時40分であるが、8時35分以降は遅刻とする。少なくとも8時30分までには登校すること。
2. 登校時から授業終了時までには外出を禁止する。ただし、やむを得ない所用の場合は諸届欄に用件を記入し、学級担任の許可を受けること。
3. 下校時刻は午後5時とする。ただし、顧問、担任等の付添いのある活動は下校を延長することができる。

(校内生活)

1. 授業はやむを得ぬ理由による以外はみだりに欠課してはならない。
2. 授業開始の合図で着席し、授業を受ける態度で待つこと。
3. 授業中、携帯電話は電源を切って鞆の中にしまっておくこと。
4. 自習の場合は、関係の先生又は教務の先生の指示をうけ、教室において自習すること。
5. 貴重品はなるべく持参しないこと。万一持参したときは、紛失・盗難のないように細心の注意を払うこと。体育、その他の授業、部活動等で、貴重品を携帯できない場合は、ロッカーに入れ鍵をかけ万全を期すること。
6. 校舎・校具は大切に取り扱い、万一誤って破損紛失したときは、直ちに教員に申し出ること。なお、本人の不注意による破損等は、修繕費等を負担しなければならない。
7. 学校の器具を使用するときは、あらかじめ係の先生の許可を得て使用し、使用後はよく整頓しておくこと。

8. 学校内外で、生徒が企画した集会等を実施する場合は、あらかじめ生徒会部の許可を受けること。
9. 掲示物を貼布し、またはビラ等を配布するときは、必ず生徒会部に事前に届け出ること。
10. 許可なく屋上への立ち入りは禁止する。また、4階渡り廊下等への立ち入りも禁止する。
11. 非常時以外の非常階段の使用は禁止する。
12. 自転車は所定の自転車置場に整然と並べ、校外にみだりに放置しないこと。
13. 自転車通学を希望する者は、生活指導部の許可を受け、通学用自転車の所定の位置にステッカーを貼ること。

(考査)

1. 考査は厳正な態度で受け、不正な行為は絶対にしないこと。不正行為が発覚したときは、特に厳しく指導する。
2. 定期考査1週間前より、原則として、部活動は禁止する。
3. 定期考査1週間前より、考査期間中、職員室及び各教科準備室への入室を厳禁する。
4. 考査時の机の配置は原則として縦6列とし、出席順に着席すること。
5. 考査時は、筆記用具のみ机におき、教科書・ノート等はすべて鞆に入れ、椅子の下におき、机の中には何も入れておかないこと。
6. 考査期間中、校舎内への携帯電話等電子機器類の持ち込みは禁止とする。
7. 考査時の遅刻者については、時間延長は認めない。また、欠席したときはその理由を担任に申し出ること。

(日直)

日直の任務は次の通りである。

1. 日直はその日1日中の授業がスムーズに行われるよう、特に清掃に気をつける。
2. 窓の開閉、照明の点滅、室内の整理整頓等の管理。
3. 授業開始までに黒板をふいておく。
4. 学級日誌を記入し、学級担任に提出する。
5. 放課後、窓を全部閉めて帰る。

以上責任をもって執行すること。

(交通道徳)

1. 登・下校時においては交通規則及び公衆道徳を守ること。
2. 徒歩通学生は右側、または歩道通行を守り、多数が路上で横隊となって通行するような行為は厳に慎むこと。
3. 自転車での通学においては次のことを必ず守ること。
 - ① 自転車は必ず学年別所定の場所に整然として置くこと。
 - ② 道路交通法に違反する行為はしないこと。
(二人乗り、傘さし運転、無灯火走行、携帯電話を操作しながらの走行、イヤホン装着など)
 - ③ 右折・左折の際は前後左右を確認すること。
 - ④ 並進通行をしないこと。
 - ⑤ 本校北門外側の住宅地内のカキハラ地区、及び私道(狭い坂道)の通行は禁止する。
 - ⑥ 自らの生命の尊重に留意し、事故のもたらず社会的責任を充分認識すること。

(校外生活)

1. 高校生として好ましくない享乐的な場所への出入りは厳に慎むこと。
2. 下校時の無用な寄り道や、夜間外出は慎むこと。やむを得ぬ場合でも、服装・言行に留意し、帰宅時間を家の人に告げておき、必ず守ること。
3. 未成年者の飲酒・喫煙は、法によって禁じられているため、行わないこと。
4. 休日等の私的な旅行は原則として、保護者の付き添いを必要とすると共に、周到的な計画を立て、無理のない行程を組むこと。
5. アルバイトは、原則として禁止する。ただし家庭の事情により保護者の責任のもと行う場合はこの限りでない。

7-2 届け出が必要なもの

以下の事項については、事象の発生した時点で速やかに所定の手続方法に従って学校に届け出なければならない。

1 在籍異動に関するもの

転・退学願、休学願、復学願 等

2 出欠に関するもの

出席停止届（感染症や入試等による出席停止）

忌引届（服喪日数は、父母5日、兄弟・祖父母3日、その他の親族1日）

3 変更に関するもの

住所変更届、保護者変更届 等

4 その他

自転車通学届、遺失拾得届、紛失・盗難物届、学校器物の破損届、学割旅行願、生徒証再発行願
異装願、学校器具の借用願、学校施設の使用願、掲示許可願

【届出先・手続方法一覧】

事項	届出先
出席停止届	担任
忌引届	担任
住所・保護者変更届	事務室 ⇒ 担任 ⇒ 教務部 ⇒ 事務室
自転車通学許可願	担任 ⇒ 生活指導部 ※ステッカーを所定の位置に貼る
遺失拾得届、紛失・盗難物届	生活指導部
学校器物の破損届	担任 ⇒ 生活指導部 ⇒ 事務室
学割旅行願、生徒証再発行願	事務室 ⇒ 担任 ⇒ 事務室
異装願（怪我の場合など）	生活指導部
学校器具の借用願	担任または顧問 ⇒ 各担当係
学校施設の使用願	担任または顧問 ⇒ 事務室
掲示許可	担任または顧問 ⇒ 生徒会
公欠届	部顧問

7-3 学則抜粋

以下に示すのは本校の学則の抜粋です。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 修業年限は、3年とする。

(学期)

第6条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長が大阪府教育委員会の承認を得て定めたときはその学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第9条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。

2 各学年の課程の修了及び卒業の判定についての必要な事項は校長が別に定める。

3 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、卒業証書を授与する。

4 校長は、必要と認めた者には、卒業証明書、単位修得証明書、成績証明書及び在学証明書を交付する。

(原級留置)

第10条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第6章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等

(誓約書及び保証書等)

第14条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、誓約書及び確認書を校長に提出しなければならない。

(保護者等の異動の届け出)

第15条 保護者等はその住所その他に異動があったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学)

第16条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 16 条の 2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第 17 条 退学をしようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 18 条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

(復 学)

第 19 条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出 しなければならない。

2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第 20 条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第 8 章 賞罰

(懲 戒)

第 26 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

7-4 学習における注意事項

- ・ 高校では、中学校と違い授業の欠課時数や成績によって単位修得ができない場合があります。
- ・ 特に成績に関しては、39 点以下が欠点となり、学年末の成績得点が 39 点以下の場合には、その科目が不認定（評定「1」）となります。
- ・ 学年の進級や卒業については、学年末の判定会議において検討し、校長が認定します。
- ・ 判定会議において「追認定」や「原級留置（進級や卒業ができない）」の結果になる場合もあります。

日々の授業を大切に、家庭学習も定着させましょう。

7-5 生徒会組織

【生徒会執行部】

会長（1名）、副会長（1名）、書記会計（1～5名）

【学級役員】

委員名称（男/女）名	仕事
学級代表（2）	HRをとりまとめる
*文化委員（4、通年）	文化祭、その他の文化的活動
*体育委員（1/1）	体育祭、球技大会などの体育的活動
生活委員（2）	校則、きまりの検討、風紀、厚生
体育祭会計委員（2、通年）	体育祭のクラス会計全般
文化祭会計委員（4、通年）	文化祭のクラス会計全般
*保健委員（1/1）	クラスの健康観察・傷病者の世話、保健に関する広報活動・美化
庶務委員（2）	クラスの庶務・行事の補助
*図書委員（1、通年）	図書館の運営補助、読書指導等
*選挙管理委員（1、通年）	執行部の選出

（学級代表は生徒議会を構成し、議長1名、副議長1名、学年代表各1名を選出する。）

（*は各委員会を構成し、委員長1名、副委員長1名を選出する。）

7-6 生徒会選挙規定

第1章 総則

第1条 この選挙法は執行部役員のうち生徒会長、生徒会副会長各1名、書記会計1～5名を選出する際に適用される。

第2条 生徒会会員はすべて選挙権、被選挙権をもつ。

第3条 生徒会役員の任期を10月から翌年の9月の1年間とし、選挙は10月初旬に実施する。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は各クラスより1名選出された委員によって構成される。委員長及び副委員長は委員の互選による。

第5条 選挙管理委員会は、選挙準備及び選挙施行に関する一切の事務を行う。

第6条 選挙管理委員の任期は1学期のはじめに選出されてから、3学期末の1年間とする。

第7条 選挙管理委員は立候補や選挙運動をしてはならない。

第3章 立候補及び選挙運動

第8条 すでに、クラスの役員や生徒会委員に選ばれている者でも、それらを辞任して立候補することができる。

第9条 立候補者は選挙管理委員会により定められた期間中に委員長もしくは生徒会部の教職員まで届け出なければならない。

第10条 ポスター、立会演説会、選挙広報、選挙運動については選挙管理委員会が指示する。

第4章 選挙施行

第11条 対立候補のない場合は、信任投票を行う。信任票が全生徒会員の半数を上まわった場合、信任されたものとする。

第12条 投票は選挙管理委員会の指示に従って行われる。

第13条 選挙管理委員会の定めた方法によらない投票は無効とする。

第14条 最高得票者を当選とする。ただし、同数得票者があれば決選投票を行う。

第5章 補則

第15条 執行部役員の辞任や欠員のため職務行が不能になったとき、選挙管理委員会は補欠選挙を行う。

第16条 下記の場合選挙管理委員会は適切な措置を行う。

- (1) 各役員に立候補者がいない場合
- (2) 信任投票数が全会員の半数に満たない場合

7-1 部（同好会）設立規定

1 同好会の設立

活動の目的が文化的・体育的に茨木西高等学校の生徒会活動の一環として、その発展に寄与すると認められるもので、以下に掲げる条件を満たし、顧問会議、職員会議で承認されたものについては、同好会としてその活動を認めるものとする。ただし、基本的に部援助金は保障されない。

『申請条件』

- (1) 同好者が活動に適当な人数（5人以上）であること。
- (2) 広く一般に行われ、特殊な施設・設備・用具を必要としないこと。
- (3) 活動場所を確保する場合、現在活動している部（同好会）と活動場所の施設管理者に事前に協議すること。
- (4) 活動に要する準備費・その他で個人負担が大きくなること。
- (5) 同好会設立の主旨・目的をよく理解し活動に協力してくれる指導者（顧問）がいること。
- (6) その他学校教育上活動が適当であると認められるもの。なお設立の手続きは随時行うこととする。
- (7) 同好会設立願を提出する。

2 部昇格

『申請条件』

6ヶ月以上同好会活動が適切に行われ、同好会員が10人以上おり、今後の活動も長期的に可能と認められる同好会については、顧問会議、職員会議の承認を得て、部昇格を認めるものとする。ただし申請はその年度の9月末までとし、その際、部昇格願を提出する。

3 部・同好会規定

各部・同好会は顧問の指導の下に、以下に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 原則として活動は、放課後並びに長期休業中とする。活動は設立の主旨・目的に沿って、目標を定め継続的に行うこと。朝練をする場合は顧問の付き添いが必要。また基本的に試験1週間前、試験期間中は活動禁止であるが、活動する場合は顧問を通じて、生徒会部長へ申し出ること。また活動時間は1時間程度にすること。
- (2) 新入生を勧誘し、新入部員を指導すること。
- (3) 生徒会行事に積極的に協力し参加する一方、校外の各種大会に出場すること
- (4) 部代表者会議には必ず出席すること。
- (5) 部援助金を請求し執行すること。
- (6) 施設・設備を大切に使用し、使用後は清掃後始末を完全に行い、用具は各部・同好会で責任を持って管理すること。
- (7) 校則を守り、他の生徒の模範になること。
- (8) その他、指導・指示に従い、自らの役割を果たすこと。

3 部・同好会の降格、休・廃部と復活

次の場合は顧問会議で承認し、職員会議で報告の上廃部とする。

- (1) 2年以上部員がいない場合。
- (2) 年度末に部員希望顧問ともになく、4月に新入生の募集を行わず、次の年の3月に部員がいない場合。なお、廃部となった部、同好会が復活する場合は、1の手続きに基づき、部は同好会扱いから、同好会は新設願を認められてからでないと、活動は再開できない。

7-8 大阪府立茨木西高等学校 PTA 規約

(名 称)

第1条 本会は大府立茨木西高等学校 PTA と称し、事務所を本校内におく。

(目 的)

第2条 本会の目的は会員相互の協力により、学校と家庭と社会との関係を緊密にして、それぞれの向上をはかり、学校環境を整備して、生徒の福祉を増進するにある。

(方針)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の支配介入を受けず、また学校の運営や教職員の人事にも干渉しない。

(会 員)

第4条 本会の会員は本校の在籍する生徒の保護者ならびに本校の教職員とする。

(会計)

- 第5条
- (1) 本会の経費は会費・事業収入および寄付金をもって支弁する。
 - (2) 会費は生徒1名につき、年額4000円とし、教職員も同額とする。
 - (3) 本会の経理は総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。
 - (4) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名(保護者)
- (2)副会長 2名(保護者)
- (3)書記 1名(教職員)
- (4)会計 2名(保護者・教職員)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りにする。

- (1)会長は本校を代表して、総会及び実行委員会を招集し、各種正副委員長及び各委員を委嘱する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。
- (3)書記はすべての会合ならびに会の活動状況を記録し、庶務をつかさどる。
- (4)会計は本会の会計を処理し、総会において会計報告をする。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次の方法で行う。

- (1)役員候補者を定めるための氏名委員会を設ける。
- (2)指名委員会の構成は次の方法で行う。

専門委員会より各1名(各学年クラス委員より1名ずつ)、教職員2名、実行委員3名(実行委員の互選)

- (3)指名委員会は各委員会の候補者および会計監査2名を指名し、総会において承認を得る。

(会計監査)

第9条 本会に2名の会計監査をおく。会計監査は総会に監査報告を行う。

(総会)

第10条

- (1)総会は毎年5月に開催し、役員選出・予算・決算その他の重要事項を審議する。
- (2)臨時総会は必要に応じて開くことができる。
- (3)総会の定足数は会員の5分の1とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。議事の決定は出席会員の多数決によるものとする。

(クラス委員)

第11条 各学級に2名のクラス委員をおく。クラス委員は担任教員の推薦により会長が委嘱する。クラス委員は各種専門委員会および学年委員会に所属し、活動する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会

- (1)広報委員会 … 広報誌「葦若」を用いてPTA活動・教育情報等を会員に知らせることにつとめる。
- (2)進路委員会 … 進路指導関連の事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、支援する。
- (3)企画委員会 … 会員相互の交流を通し、生涯教育の場の基礎づくりにつとめる。
- (4)保健委員会 … 生活保健関連の事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、支援する。
- (5)生活指導委員会 … 生活指導関連の事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、支援する。
- (6)学年委員会 … 学年主任・各担任教員と連携をとりながら、保護者との連携につとめる。なお、各専門委員会の正副委員会は会長が委嘱する。

(特別委員会)

第 13 条 必要に応じて特別委員会をおく。特別委員会の設置および廃止は実行委員会で定める。正副委員長および委員は会長が委嘱する。特別委員会の委員長は委員会の状況を会長に報告するほか必要に応じて委員会の同意を得て事案の提案を会長に具申することができる。

(実行委員会)

第 14 条 会務の運営のため実行委員会を設ける。

(1) 実行委員会は会務の企画・運営・特別委員会の設置および廃止、総会の整理・検討議決事項の執行などの会務をつかさどる。

(2) 実行委員会は役員・会計監査・各種専門委員会の委員長および会長委嘱による委員若干名構成する。

(改正)

第 15 条 この規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。

付則 (1) この規約は昭和 51 年 4 月 8 日から施行する。

(2) この規約について疑義を生じたときは実行委員会の解釈によるものとする。

付則 この規約は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 9 年 2 月 6 日から施行する。

付則 この規約は平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

付則 この規約は平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

7-9 大阪府立茨木西高等学校後援会 規約

(名 称)

第 1 条

本会は大阪府立茨木西高等学校後援会と称し、事務局を大阪府立茨木西高等学校校内におく。

(目 的)

第 2 条

本会は、大阪府立茨木西高等学校の教育振興についての諸活動を後援することを目的とする。

(会 員)

第 3 条

本会の会員は、本会の P T A 会員、または P T A 会員であった者及び地域住民で、本会の目的に賛同して入会した者をいう。

(役 員)

第 4 条

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|-----|----------------------------|
| 1. 役 員 | 会 長 | 1 名 | (前年度 P T A 会長) |
| | 副会長 | 2 名 | (今年度 P T A 会長及び元 P T A 会長) |

書記 2名 (前年度PTA役員及び首席)
会計 2名 (前年度PTA役員及び事務長)
会計監査 2名 (PTA会計監査)

2. 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第5条

本会の役員は、総会において選出、任期は1年とし、留任は妨げない。
顧問は会長が推薦することが出来る。

(会議)

第6条

1. 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が召集する。
2. 会長は会議に、校長・教頭・事務長及び教職員の出席を求めることができる。
3. 会議の議決は、出席会員の過半数により決する。

(支出委員会)

第7条

支出に関する議案を検討する組織として、支出委員会を置く。
役員会が支出委員会を兼ねるものとする。

(経費)

第8条

本会の経費は、会費で支弁する。会費は、一口につき 1,000円とする。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会)

第10条

本会に入会する者は、申込書に会費を添えて事務局に申し込む。または、本会指定の郵便振替用紙により会費を振り込むこととする。

(改正)

第11条

この規約の改正は、総会の議決による。

付 則 本規約は、平成19年4月1日より施行する。
一部改正 平成27年5月21日。

7-10 学校運営協議会 実施要項

(設置及び目的)

第1条 学校運営協議会の設置等に関する規則(平成30年大阪府教育委員会規則第5号)(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき、本校に「大阪府立茨木西高等学校 学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

2 この実施要項は大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第 18 条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 2 条 協議会は、要綱第 3 条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）について協議し、校長（准校長を含む。以下同じ。）は基本的な方針について、当該年度の前年度に協議会の承認を得なければならない。

（職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い）

第 3 条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、大阪府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して述べる意見については、規則第 2 条に規定する趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除くものとし、大阪府公立教職員人事基本方針、府立学校教員人事取扱要領及び府立学校教職員人事取扱要領に反しない範囲とする。

2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

（学校運営等に関する意見の取扱い）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

（1）学校経営計画に関する事項

（2）学校評価に関する事項

（3）教員（規則第 6 条第 1 項第 3 号に定義する教員をいう。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

3 第 1 項第 3 号に規定する保護者からの意見の申出は、第 13 条第 1 項に規定する事務局（以下「事務局」という。）に、意見書により、メール、郵送、学校設置の専用箱への投函等の方法をもって行うものとする。なお、事務局は、全ての意見について、その対応状況等を含めて取りまとめ、第 9 条第 1 項に規定する会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

4 前項の保護者の意見については、会長が必要に応じて調査審議に係る取扱いを判断する。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第 5 条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議の結果の情報を、本校の所在する地域住民、本校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

（組 織）

第 6 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、6 名とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から

構成する。ただし、次の第1号から第4号までに該当する者を少なくとも各1名を含めるものとする。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 本校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。
- 3 委員については、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第10条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、原則として校長及び第13条第2項に規定する事務局員は出席するものとする。
- 4 校長は会長の許可を得て、その他の職員を会議に出席させることができる。
- 5 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を事務局が作成するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 協議内容
 - (5) 議決事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。
- 8 委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することにより行う。
- 9 前項の規定にかかわらず、会長が次の各号に該当すると認める委員は、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。
 - (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合
 - (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
 - (3) 他の重要な用務との兼ね合いで、会議場所に移動するいとまがない場合
- 10 前項の場合において、映像又は音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。
- 11 オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は会長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

(会議の時期等)

- 第11条 会議は、年3回開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。
- (1) 第1回 4月～7月
 - (2) 第2回 7月～12月
 - (3) 第3回 12月～3月
- 2 会議においては、当該年度の学校経営計画に関する事項、当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項、当該年度の本校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項、並びに次年度の学校運営の基本的な方針などについて協議するものとする。
- 3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

- 第12条 会議は原則公開とし、ホームページにおいて、開催通知及び議事録を公表するものとする。
- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。
 - 3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第13条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。
- 2 事務局の長は本校の教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

第14条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要項は、平成30年6月20日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年4月7日から施行する。

附 則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和4年4月20日から施行する。